

丸亀TMO
会議室・集会室・展示室 使用規定

丸亀TMO

丸亀TMOが運営、貸し出す会議室・集会室・展示室(以下部屋と称する)を使用する者及び団体は、以下の規定を遵守し、この規定を承諾した者に対し、当協議会は使用を許可するものとします。

- 第1項 部屋は、各種団体・個人・法人などが、会議・集会・展示などをおこなう場合に、当TMOが貸し出します。
- 第2項 部屋の使用を希望する者は、その責任者または代表者の住所、氏名、電話番号を記した別途定める書式を、使用料を添えて当TMOに提出しなければなりません。
- 第3項 使用許可および付帯する条件の提示は、当TMOの会長がこれを行い、また受付は申し込み先着順とします。
- 第4項 一日の使用時間は、原則午前10時から午後12時30までをAタイム、午後1時から午後5時30分までをBタイム、午前10時から午後5時30分までをCタイムとします。また毎週水曜日は休館日とし、使用はできません。
- 第5項 使用料はAタイムが1,500円、Bタイムが2,000円、Cタイムが3,000円とし、水道光熱費を含みますが冷暖房機を使用する場合はこの50%の額を加算します。また使用の内容によってこれを過度に使用する場合は、その実費分を使用者が負担するものとします。また、販売行為をとまなう場合は、この50%の額を加算します。なお一度納付された使用料については、理由の如何を問わず返金しません。
- 第6項 使用者は以下の事項を遵守するものとし、万一これに違反した場合は、当TMOは使用の許可を取り消します。またこれによって生じた使用者の損害については、当TMOは一切の責めを負いません。
- 1、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為はしない。
 - 2、騒音・暴力的行為など、周囲に迷惑を及ぼす行為はしない。
 - 3、政治・宗教的目的を持つての部屋の使用はできない。
 - 4、催眠商売・押し売り販売など不当販売行為はできない。
 - 5、建物・施設を損傷する行為はしない。
 - 6、貸し出しを受けた者が、第三者に転貸することはできない。
 - 7、動物を持ち込むことはできない。
 - 8、当協議会に届け出た使用目的以外の使用はできない。
 - 9、使用時間を超過しての使用はできない。
 - 10、火気を扱う使用はできない。
 - 11、その他当TMOが不相当と認める行為はしない。

第7項 使用期間中の出品物の管理は、使用者がこれを行うものとします。出品物の盗難、毀損など、その事故ある場合の責任は当TMOは一切負いません。また夜間の当施設が無人の時間帯における事故などについても、同じ扱いとします。

第8項 部屋使用中に、万一何らかの事故があった場合は、直ちに当TMOに連絡するものとします。

第9項 使用部分については、使用者はその施設・設備を汚損・毀損してはいけません。万一汚損・毀損した場合は、当TMOの立ち会いのもとに、使用者の負担にてこれをただちに修復するものとします。

第10項 使用者は使用後は、火の元、後片付けなどを確認の上帰宅することとします。また発生したゴミは原則持ち帰っていただきます。

以上規定に同意します。万一この規定に反しTMOから使用許可を取り消された時は、直ちに撤収することを誓約いたします。

会議室・集会室・展示室 申込書 及び 許可書

団体名	
代表者 または 責任者	印
住 所 (連絡先)	
電話番号	
使用 の内容	
販売の 有無	
使用日時	平成 年 月 日(曜) ~
場 所	
使用料金	

[提出先]

丸亀TMO
 (〒763-0034) 丸亀市大手町1-5-3
 (丸亀商工会議所内)

TEL (0877)22-2371
 FAX (0877)22-2859

以上の内容で、使用を許可します。

平成 年 月 日